

第 4 次 君津市地球温暖化対策実行計画



平成 2 9 年 3 月
(令和 3 年 7 月一部改定)
(令和 3 年 1 2 月一部改定)
(令和 4 年 4 月一部改定)

君 津 市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化による影響とその予測	1
2 地球温暖化対策の動向	2
第2章 当初から第3次計画までの取組状況	4
1 本市のこれまでの取組	4
2 温室効果ガス排出量等の状況	4
第3章 基本的事項	7
1 計画の目的	7
2 計画の位置付け	7
3 第4次計画における変更点	7
4 計画の期間	8
5 対象とする事務事業の範囲	8
6 対象とする温室効果ガスの範囲	8
7 温室効果ガス排出量の算定方法	9
8 排出係数について	10
第4章 計画の目標	11
1 温室効果ガス排出量の削減目標	11
第5章 目標達成に向けた取組	12
1 取組方針	12
2 具体的な取組	12
3 君津市グリーン購入基本方針	16
4 君津市公共施設等におけるLED化推進方針	18
第6章 推進体制及び進行管理	20
1 推進体制	20
2 進捗状況の点検及び評価	21
3 進捗状況の公表	21
別表 各種様式	22

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化による影響とその予測

世界全体としての平均気温は、統計が開始された1891年以降100年間で0.7℃上昇し、2014年の年平均気温は、統計開始以降で最も高い値となっている。また、年平均海面水温についても100年間で0.5℃上昇しており、特に日本近海では1.07℃の上昇となっている。

わが国においては温暖化がさらに進行しており、年平均気温は100年間で1.14℃上昇している。近年は冬日の日数が減少し、熱帯夜及び猛暑日の日数が急増している。

雨量においても、日降水量1mm以上の降水日数が減少する一方で、100mm以上の大雨の日数が増加し、短時間で突発的な強雨（いわゆるゲリラ豪雨）が頻発している。

ヒトの健康への影響も問題となっている。厚生労働省の調査では、1995年以降、熱中症による死亡者数は増加傾向で推移しており、記録的な猛暑となった2010年には過去最多の死亡者数となった。また、2014年には、温暖化によってその生息域が広がっているヒトスジシマカの媒介によるデング熱の症例が約70年ぶりに報告された。

このように、地球温暖化は日本も含め世界各地で自然環境や人の暮らしに対して重大な影響を及ぼすものであり、今後さらに深刻化する恐れがあることから、世界全体における抜本的な対策が求められている。

(図 1-1) わが国における気候変動の影響



2 地球温暖化対策の動向

地球温暖化対策においては、世界全体における人為的な温室効果ガスの排出抑制及び気候変動の影響への適応が非常に重要である（緩和と適応）。1997 年には、第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）で、各国の削減目標の設定を明確に規定した「京都議定書」が採択された。その後、京都議定書の期間が終了する 2020 年以降の新たな枠組みの議論が進められ、2015 年 12 月に開催された COP21 で、すべての締約国である 196 の国と地域が合意した「パリ協定」が採択され、2016 年 11 月 4 日に発効した。これを受けて 2018 年 12 月には COP24 において同協定の実施指針が採択された。

パリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命前と比較して 2℃未満に保ち、さらに 1.5℃に抑える努力をすること、及び、各国が 5 年ごとに削減目標を設定のうえ対策を進めることを義務付けている。

わが国では、京都議定書の採択を受け「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号。以下「温対法」という。）を制定し、京都議定書目標達成計画を策定のうえ対策を進めてきた。そして、パリ協定採択後の 2016 年 5 月には、わが国全体を対象とした地球温暖化対策計画、及び、政府の各行政機関が行うすべての事務及び事業を対象とした政府実行計画を策定し、更なる取組を行ってきたところである。

2020 年 10 月には、2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、翌 2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画を改定して、2050 年目標と整合的で野心的な目標として 2030 年度までに温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減することを掲げた。

また、同じく 2021 年 10 月に改定された政府実行計画では、政府の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比 50%削減すること为目标としており、目標達成に向けた具体的な取組として、太陽光発電の最大限導入、新築建築物の ZEB 化、電動車・LED 照明の導入徹底、積極的な再エネ電力調達等を掲げている。

これらのことから、地方公共団体が策定する実行計画は、地球温暖化対策計画及び政府実行計画の目標数値に遜色のない目標設定とすることが推奨され、可能な範囲で最大限の削減に努めることが求められている。

(表 1-1) 地球温暖化対策の動向（世界、日本、千葉県及び君津市）

年	世界の動向	日本及び千葉県の動向	君津市の動向
1997 (H9)	COP3で京都議定書を採用	京都議定書の目標として、温室効果ガス排出量を1990年比6%削減	
1998 (H10)		地球温暖化対策の推進に関する法律を制定	
1999 (H11)		地球温暖化対策に関する基本方針を閣議決定	
2002 (H14)	COP7で京都議定書運用ルールの最終合意（マラケシュ合意）	京都議定書を批准 千葉県地球温暖化防止計画を策定	君津市地球温暖化対策実行計画を策定
2005 (H17)	京都議定書の発効及び全面施行	京都議定書目標達成計画を策定	ISO14001の認証取得 【本庁舎、保健福祉センター】 君津市環境基本計画を策定
2006 (H18)		千葉県地球温暖化防止計画を改定	
2007 (H19)		千葉県庁エコオフィスプラン（第2次）を策定	第2次君津市地球温暖化対策実行計画を策定
2008 (H20)	京都議定書第1約束期間開始	省エネ法改正（特定事業者による温室効果ガス排出量の報告の義務付け）	
2010 (H22)	COP16で京都議定書延長議論の継続（カンクン合意）		省エネ法における特定事業者の指定 【市長部局】
2011 (H23)	COP17で新しい枠組の2020年発効に合意（ダーバン合意）	東日本大震災発生	省エネ法における特定事業者の指定 【教育委員会、水道事業】
2012 (H24)	京都議定書第1約束期間終了	千葉県地球温暖化防止計画における期間延長が決定	第3次君津市地球温暖化対策実行計画を策定
2013 (H25)	京都議定書第2約束期間開始	京都議定書目標達成計画終了 ※日本は第2約束期間不参加 千葉県庁エコオフィスプラン（第3次）を策定 ※事務事業編 【目標】2020年までに2010年度比8%削減	省エネ法における特定事業者の変更 【水道事業を市長部局に統合】
2014 (H26)			ISO14001の認証を返上し独自システムとなる君津市環境マネジメントシステムに移行
2015 (H27)	COP21でパリ協定を採用		省エネ法における特定事業者の廃止 【教育委員会】 第2次君津市環境基本計画を策定
2016 (H28)	パリ協定が発効	パリ協定を批准 地球温暖化対策計画を策定 【目標】2030年度までに2013年度比26%削減 政府実行計画を策定 【目標】政府全体で2030年度までに2013年度比40%削減 千葉県地球温暖化対策実行計画を策定 ※区域施策編 【目標】2030年度までに2013年度比22%削減	
2017 (H29)			第4次君津市地球温暖化対策実行計画を策定
2018 (H30)	COP24でパリ協定の実施指針を採用	千葉県の気候変動影響と適応の取組方針を策定 気候変動適応法を制定 気候変動適応計画を策定	
2019 (R1)			令和元年房総半島台風等
2020 (R2)	京都議定書第2約束期間終了 パリ協定本格運用開始	国が2050年カーボンニュートラル宣言	
2021 (R3)	COP26で石炭火力発電の段階的削減等に合意（グラスゴー気候合意）	千葉県が2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言 千葉県庁エコオフィスプラン（第4次）を策定 【目標】2030年度までに2013年度比34%削減 地球温暖化対策計画を改定 【目標】2030年度までに2013年度比46%削減 政府実行計画を改定 【目標】政府全体で2030年度までに2013年度比50%削減 気候変動適応計画を改定	環境グリーン都市宣言（2050年温室効果ガス実質排出量ゼロを表明） 第4次君津市地球温暖化対策実行計画を一部改定

第2章 当初から第3次計画までの取組状況

1 本市のこれまでの取組

本市では、温対法第20条の3に基づき、平成14年3月に「君津市地球温暖化対策実行計画」を策定している。当該計画によって、率先して温室効果ガス排出量の削減に努めてきたところであるが、現行の第3次計画の期間満了に伴い、新たに第4次計画を策定し、引き続き削減に向けて積極的に取り組む。

(表2-1) これまでの実行計画の達成状況

第1次計画	計画期間	平成14年度から平成18年度まで
	目 標	基準年度比（平成12年度）2.6%削減
	達成状況	【達成】最終年度（平成18年度）において基準年度比6.97%削減
第2次計画	計画期間	平成19年度から平成23年度まで
	目 標	基準年度比（平成12年度）6%削減
	達成状況	【達成】最終年度（平成23年度）において基準年度比14.58%削減
第3次計画	計画期間	平成24年度から平成28年度まで
	目 標	基準年度比（平成22年度）5%削減
	達成状況	【達成】平成27年度現在、基準年度比9.60%削減

2 温室効果ガス排出量等の状況

(1) 当初から第3次計画までの推移

基準年度に対する削減率の推移を図2-1、市の電気、石油及びガス使用量の推移を図2-2に示す。

基準年度に対する削減率は、取組を開始した当初の平成14年度は目標未達成であったが、それ以降は目標を達成している。最大削減率は平成23年度の14.58%である。

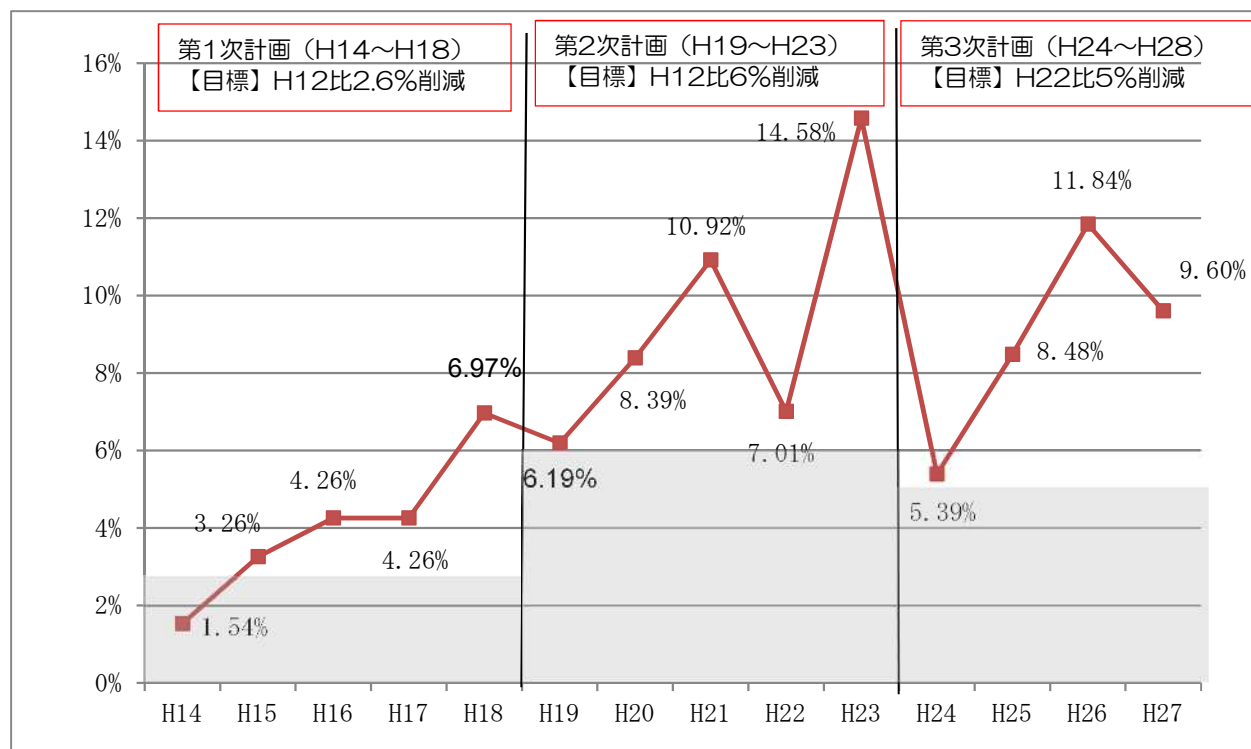
電気使用量は、東日本大震災以降のスポット点灯、間引き消灯等の節電の取組強化に加え、本庁舎等のLED化を進めたことによって、平成27年度は当初（平成12年度）から11.56%削減された。

石油使用量は、平成19年度末に上総行政センター旧庁舎のA重油を使用した冷暖房設備の稼働を終了したこと、庁用自動車におけるエコドライブの推進、ハイブリッド車等の燃費効率の良い車両への更新及び車両台数の削減等によって、平成27年度は当初から19.95%削減された。

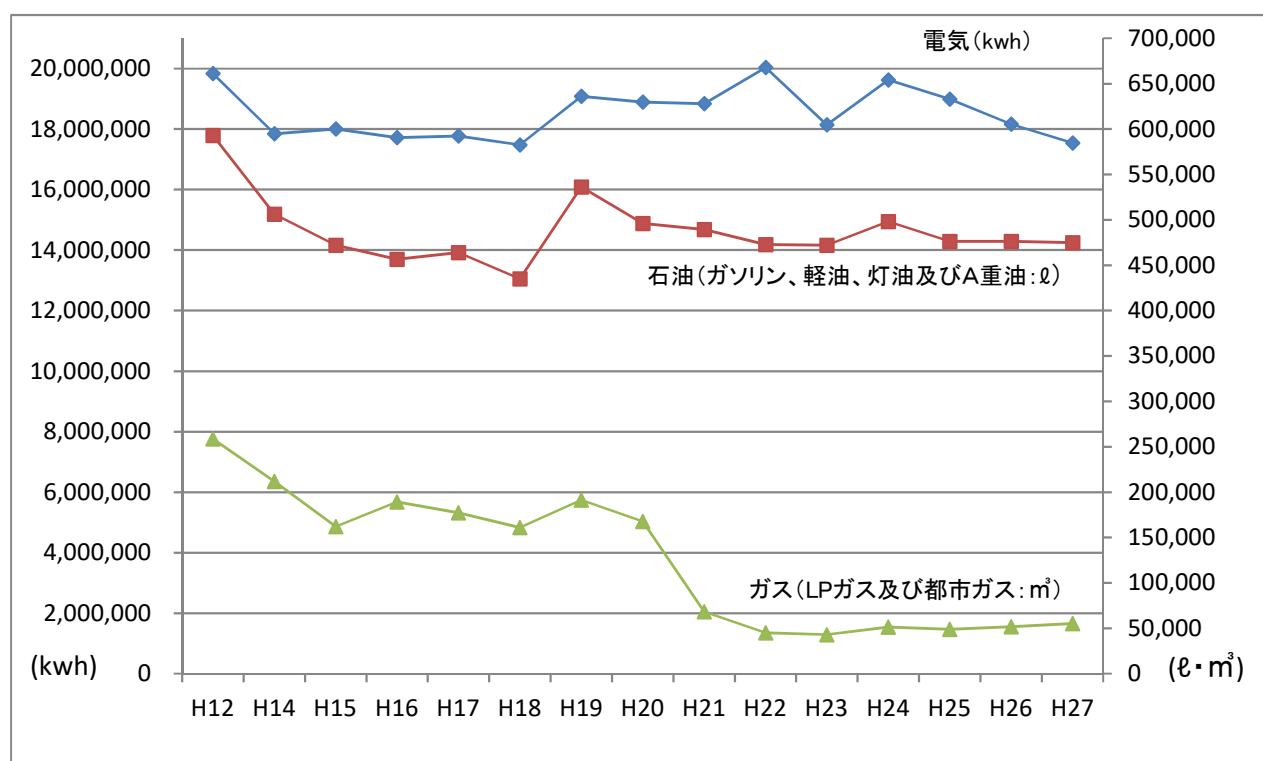
ガス使用量は、以前本庁舎で都市ガスを使用する冷暖房設備を導入しており、使用量の大部分を占めていたが、平成21年度に電気を使用する冷暖房設備（空冷チラー）に更新したため、平成27年度は当初から78.59%削減された。

このように、取組の開始当初と比較すると、職員の意識向上及び省エネ設備の更新等に伴い、電気、石油及びガス使用量は削減傾向にある。

(図 2-1) 基準年度に対する削減率の推移



(図 2-2) 市の電気、石油及びガス使用量の推移

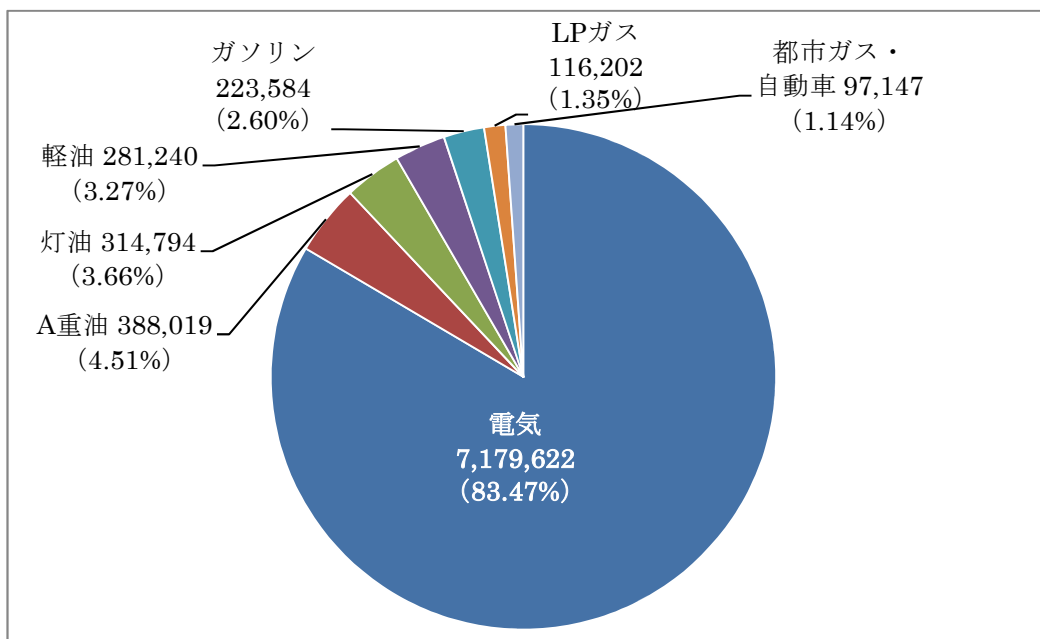


※ 平成 19 年度の増加は、第 1 次計画の対象外であった 12 施設を追加したこと、平成 24 年度の増加は、本計画の対象範囲の変更に伴い平成 13 年度以降に新設された 13 施設を追加したことが要因である。

(2) 基準年度（平成 27 年度）における排出量

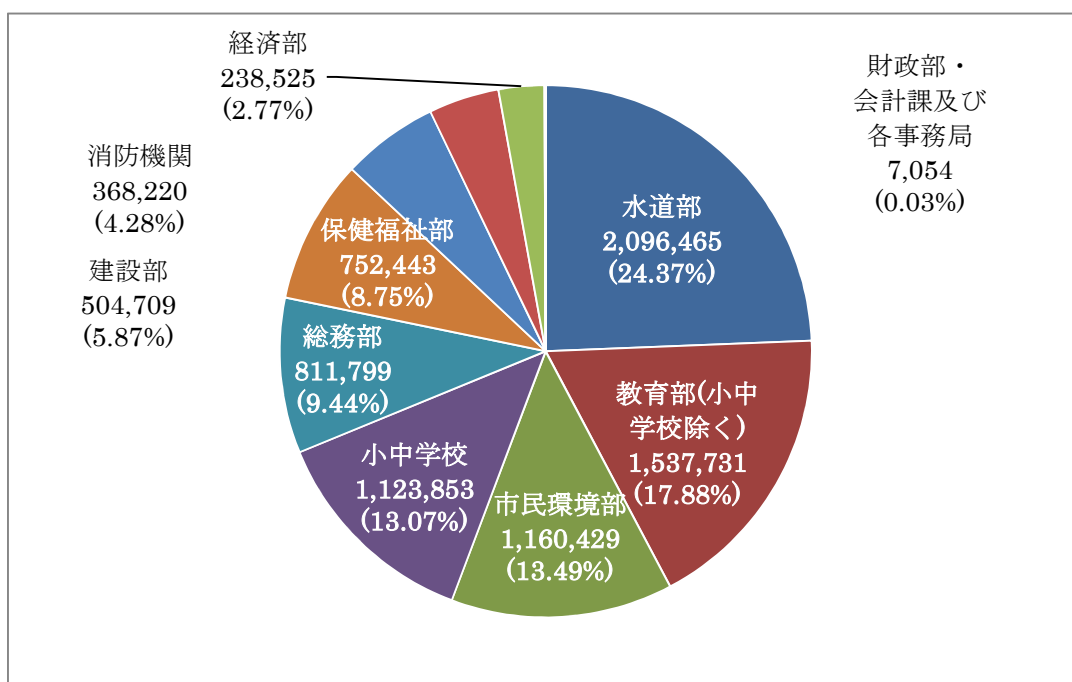
基準年度（平成 27 年度）の排出量の項目別内訳を図 2-3、部局別内訳を図 2-4 に示す。総排出量は 8,601,229kg-CO₂ である。

(図 2-3) 項目別排出量とその割合（単位：kg-CO₂）



※ 自動車は、自動車の走行によるメタン(CH₄) 及び一酸化二窒素(N₂O)、カーエアコン使用によるハイドロフルオロカーボン(HFC)を合計した数値である。

(図 2-4) 部局別排出量とその割合（単位：kg-CO₂）



第3章 基本的事項

1 計画の目的

市が地球温暖化の防止を目的とする環境に配慮した行動を率先して実行するとともに、職員一人ひとりが事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組むことで、自ら環境に与える負荷を軽減し、市民及び事業者に対する先導的役割を果たすことを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、温対法の規定による地方公共団体実行計画であり、図 3-1 に示す第 2 次君津市環境基本計画の基本方針「地球温暖化対策・省エネルギー」を具体化した計画と位置付けられる。また、関連法令・計画と密接な連携を図ることで、目標の達成に努める。

3 第 4 次計画における変更点

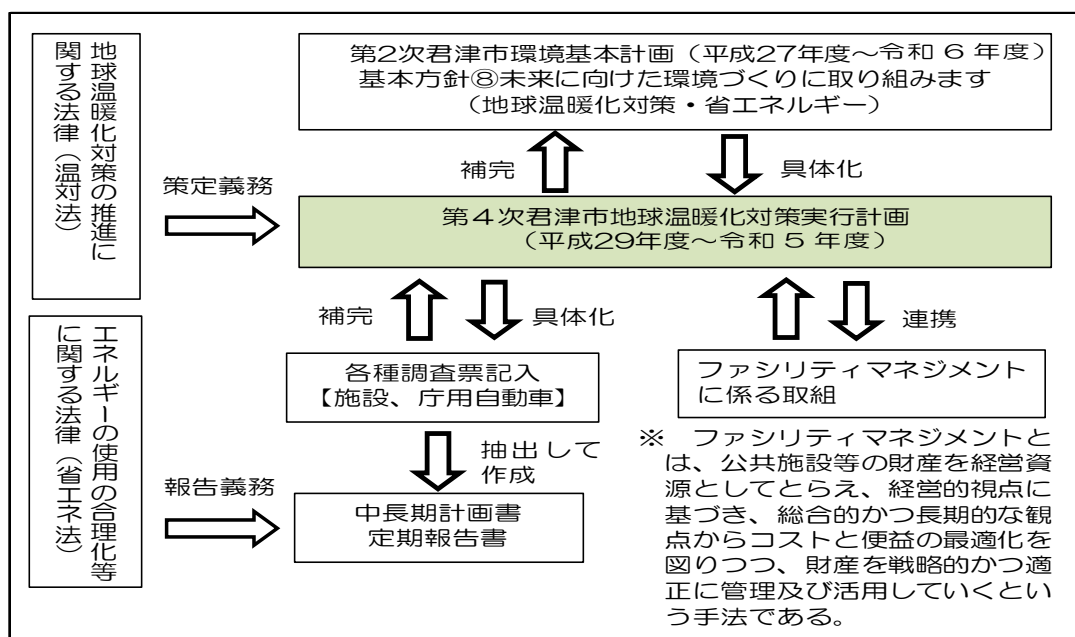
わが国が掲げる高い目標の実現には、地方公共団体の実行計画も遜色のない目標設定が推奨されることから、第 3 次計画と比較して高い目標数値を設定する。

目標達成に向けた取組の中で、特に LED 照明の導入は重要であることから、本計画では「君津市公共施設等における LED 化推進方針」を盛り込み、施設における積極的な導入を推進する。

なお、近年グリーン購入率が 100%を達成していることから、第 3 次計画で実施したグリーン購入調査票の取りまとめについては実施しない。

また、本計画では施設管理に係る事項を主な取組内容としているため、建築物に関する取組の中の設計、施工及び解体に係る事項については、簡潔な内容とする。

(図 3-1) 計画の位置付け



4 計画の期間

第4次計画では、基準年度を平成27年度（直近で実績が把握できる年度）、期間を平成29年度から令和5年度までの7年間とする。但し、計画の進捗状況及び社会経済情勢に大きな変化があった場合は、必要に応じてその内容を見直すこととする。

5 対象とする事務事業の範囲

本計画は、市の全ての事務事業及び市が所有する施設（庁用自動車を含む）を対象とするものであり、外部委託または指定管理者制度により管理運営する施設を含む。

なお、期間中に組織変更、施設の新設または所管換があった場合は計画に反映するとともに、施設の廃止があった場合は、計画から除外とする。

6 対象とする温室効果ガスの範囲

温対法第2条第3項で規定する温室効果ガスを表3-1に示す。

本計画は、①～④の4種類の温室効果ガスを対象とし、排出の実態把握が困難であり自治体の事務事業ではほぼ発生しない⑤～⑦については対象としない。

（表3-1） 温室効果ガスの種類

	種 類	特 性
①	二酸化炭素 (CO ₂)	産業、民生、運輸部門等における燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。
②	メタン (CH ₄)	稲作、家畜の腸内発酵等の農業部門から発生するものが半分を占め、廃棄物の埋立てからも2～3割を占める。
③	一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。
④	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤等に使用。
⑤	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。 （自治体ではほぼ該当しない。）
⑥	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。 （自治体ではほぼ該当しない。）
⑦	三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体、液晶及び太陽電池の製造用などとして使用。 （自治体ではほぼ該当しない。）

7 温室効果ガス排出量の算定方法

活動の種類別の排出量 = 活動量 × 排出係数 × 地球温暖化係数

各部局における排出量 = Σ {各部局における活動の種類別の排出量}

総排出量 = Σ {各部局における排出量}

(1) 活動の種類別の排出量

活動の種類別の排出量は、一単位あたりの活動に伴う温室効果ガス排出量（排出係数）に、排出量を算定する期間における当該活動の量を乗じて算出する。

これに地球温暖化係数を乗じることで、二酸化炭素(CO₂)ベースに換算する。

(2) 各部局における排出量

活動の種類別の温室効果ガス排出量を各部局ごとに集計する。

(3) 総排出量

各部局の温室効果ガス排出量を全て集計する。

(4) 地球温暖化係数

温対法施行令第4条で規定する地球温暖化係数を表3-2に示す。

地球温暖化係数は、温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を二酸化炭素を1とした場合の比で示した係数である。

(表 3-2) 地球温暖化係数の種類

種 類	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	1
メタン (CH ₄)	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	1,430 (HFC-134a) など19種類
パーフルオロカーボン (PFC)	7,390 (PFC-14) など9種類
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800
三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200

8 排出係数について

第4次計画で使用する排出係数（平成27年11月30日環境省発表）は表3-3のとおりである。

（表3-3） 第4次計画で使用する排出係数一覧

活動の種類			排出係数	単位	【参考】第3次 計画排出係数	
燃料の使用（ガソリン）			2.32	kg-CO ₂ /ℓ	2.32	
燃料の使用（灯油）			2.49	kg-CO ₂ /ℓ	2.49	
燃料の使用（軽油）			2.58	kg-CO ₂ /ℓ	2.58	
燃料の使用（A重油）			2.71	kg-CO ₂ /ℓ	2.71	
燃料の使用（LPガス）			3.00	kg-CO ₂ /m ³	3.00	
燃料の使用（都市ガス）			2.23	kg-CO ₂ /m ³	2.24	
電氣の使用（高圧及び低圧）		東京電力エナジーパートナー(株)契約分	0.505	kg-CO ₂ /kWh	0.384	
電氣の使用（高圧）		㈱F-Power契約分	0.454	kg-CO ₂ /kWh	0.483	
電氣の使用（低圧）		ENEOS(株)契約分	0.579	kg-CO ₂ /kWh	該当なし	
電氣の使用（高圧）＊		日鉄エンジニアリング(株)契約分	0.598	kg-CO ₂ /kWh	該当なし	
電氣の使用（高圧）＊		九電みらいエナジー(株)契約分	0.417	kg-CO ₂ /kWh	該当なし	
電氣の使用（高圧）＊		㈱エネット契約分	0.391	kg-CO ₂ /kWh	該当なし	
電氣の使用（低圧）＊		出光興産(株)契約分	0.406	kg-CO ₂ /kWh	該当なし	
自動車の走行	ガソリン	普通・小型乗用車	人の運送の用に供する乗車 定員10人以下のもの	0.000010	kg-CH ₄ /km	0.000010
				0.000029	kg-N ₂ O/km	0.000029
			人の運送の用に供する乗車 定員11人以上のもの	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035
				0.000041	kg-N ₂ O/km	0.000041
		軽自動車	人の運送の用に供するもの	0.000010	kg-CH ₄ /km	0.000010
				0.000022	kg-N ₂ O/km	0.000022
		普通貨物車	貨物の運送の用に供するもの	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035
				0.000039	kg-N ₂ O/km	0.000039
		小型貨物車	貨物の運送の用に供するもの	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000015
				0.000026	kg-N ₂ O/km	0.000026
		軽貨物車	貨物の運送の用に供するもの	0.000011	kg-CH ₄ /km	0.000011
				0.000022	kg-N ₂ O/km	0.000022
		特種用途車	特種の用途に供するもの （普通・小型・軽自動車）	0.000035	kg-CH ₄ /km	0.000035
				0.000035	kg-N ₂ O/km	0.000035
	軽油	普通・小型乗用車	人の運送の用に供する乗車 定員10人以下のもの	0.000002	kg-CH ₄ /km	0.000002
				0.000007	kg-N ₂ O/km	0.000007
			人の運送の用に供する乗車 定員11人以上のもの	0.000017	kg-CH ₄ /km	0.000017
				0.000025	kg-N ₂ O/km	0.000025
		普通貨物車	貨物の運送の用に供するもの	0.000015	kg-CH ₄ /km	0.000015
				0.000014	kg-N ₂ O/km	0.000014
		小型貨物車	貨物の運送の用に供するもの	0.0000076	kg-CH ₄ /km	0.0000076
				0.000009	kg-N ₂ O/km	0.000009
		特種用途車	特種の用途に供するもの （普通・小型・軽自動車）	0.000013	kg-CH ₄ /km	0.000013
				0.000025	kg-N ₂ O/km	0.000025
カーエアコンの使用			0.010	kg-HFC/台	0.010	

※ 普通・小型・軽自動車の区分は、道路運送車両法施行規則第2条の規定による。

※ ＊については、計画策定当初、契約を結んでいなかったことから、令和3年7月19日環境省公表の排出係数を採用して追記した。

第4章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

令和3年度までに基準年度（平成27年度）比で 10%削減
 平成27年度 10,050,148kg-CO₂ → 令和3年度 9,045,133kg-CO₂

令和4年度及び令和5年度は対前年度比で削減

※ 令和5年度までに基準年度（平成27年度）の総排出量に対する
 「日常業務における職員の取組み」による削減率を5%とする。

※ 第3次計画の平成27年度実績は 8,601,229kg-CO₂ であるが、契約電気供給事業者の
 電気排出係数が上昇したため、第4次計画の基準年度値は 10,050,148kg-CO₂ となる。

地方公共団体の実行計画においては高い数値目標が求められており、政府実行計画の
 中間目標及び第3次計画の平成27年度実績を踏まえ、本計画では、「令和3年度までに
 基準年度（平成27年度）比で10%削減」を目標とする。

主な要因ごとの削減の目安を表4-1に示す。10%削減の目標を達成するために、省エ
 ネルギー設備の導入、公共施設等の再編及び庁用自動車の適正配置等のハード面の取組
 みのほか、ソフト面として日常業務における職員の省エネルギーの推進等に取り組む。

本計画の延長期間にあたる令和4年度及び令和5年度については、上記目標が達成さ
 れている状況を踏まえ、温室効果ガス排出量を前年度実績値よりも削減するとともに、
 令和5年度までに基準年度の総排出量に対する「日常業務における職員の取組み」によ
 る削減率を5%とすることを目標とする。

(表4-1) 主な要因ごとの削減の目安

主な要因		基準年度値 (kg-CO ₂)	削減率(%)	削減見込量 (kg-CO ₂)	具体的な内容
ハード面	省エネルギー設備の導入	10,050,148	△2.0%	201,000	・LED照明の導入 ・その他高効率機器の導入
	公共施設等の再編に係る取組み		△3.0%	301,500	・公共建築物の総量の縮減 ・各施設の質、量及び財政負担の最適化
	庁用自動車の適正配置		△1.0%	100,500	・車両の適正配置及び台数の見直し
ソフト面	日常業務における職員の取組み		△4.0% (※令和5年度までに△5.0%)	402,015	・省エネルギーの推進 ・省資源の推進 ・エコドライブの推進 ・グリーン購入の推進 ・時間外勤務の削減
合計			△10.0%	1,005,015	

第5章 目標達成に向けた取組

1 取組方針

本計画の目的を達成するため、業務活動における取組みとして、次の6点を重点的に推進する。

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) 省資源の推進
- (3) 公共建築物の省エネルギー化・再生可能エネルギー活用の推進
- (4) 庁用自動車の適正使用の推進
- (5) グリーン購入の推進
- (6) ファシリティマネジメント施策との連携

2 具体的な取組

- (1) 省エネルギーの推進

取組項目	職員	組織
① 照明の適正使用		
・スポット照明を実践し、就業時間外はこまめに消灯する。	○	
・18ページの「君津市公共施設等におけるLED化推進方針」に基づきLED化を推進する。		○
・定期的に機器の清掃及び交換を行い、効率的に明るさを得る。		○
② パソコン、プリンタ及びコピー機の適正使用		
・省エネモード等の機能を活用する。	○	
・コンセントオフ運動（長時間離席する場合の主電源オフ、退庁時に可能な範囲でコンセントを抜く）の実践に努める。	○	
・使用状況を考慮し、各部署に機器を適正配置する。（集約化）		○
③ 空調の適正使用		
・クールビズ、ウォームビズを実施し、気候に合った服装を心掛ける。	○	
・窓及び出入口の開閉、カーテン、ブラインドの利用により室内温度の調節に努める。（グリーンカーテン等も効果的）	○	
・空調温度を夏は28℃、冬は20℃を目安として、控えめに設定する。	○	○
・空調効率を高めるため、フィルター及び室外機等の機器を定期的に点検・清掃する。		○
④ エレベーターの適正使用		
・2アップ3ダウン運動（2階上る、3階降りる際の階段利用）を実践し、可能な範囲でエレベーターの利用を減らす。	○	

取組項目	職員	組織
⑤ 給湯の適正使用		
・電気ポット等を使用する際は、効率的な使用を心掛け、長時間使用しない時は必ずプラグを抜く。	○	
・ガスコンロ及び給湯器の使用時は、適正な火力に調節の上、沸かしすぎの防止に努める。	○	
・給湯器等の種火は、使用後にできる限り消す。	○	
・ボイラー等の機器を適正管理し、効率的運転を行う。		○
⑥ その他取組事項		
・業務を効率的に進め、時間外勤務の削減に努める。	○	○
・技術部門との連携を図り、機器の清掃、点検及び維持管理マニュアルの作成を実施することで、非効率、不適切な状態を改善する。		○
・外部委託または指定管理者制度により管理運営する施設の所管課は、施設管理者に対して本計画の取組事項を周知し、その実践について指導する。		○
・技術部門との連携を図り、必要に応じて施設の点検を実施する。		○

(2) 省資源の推進

取組項目	職員	組織
① 用紙の適正使用		
・両面・集約印刷、印刷サイズの調節、裏面の再利用を徹底する。	○	
・パソコンのプレビュー画面で確認することで、用紙の削減と印刷ミスの防止に努めるとともに、大量印刷する際は、試し刷りを確認のうえ実行する。	○	
・コピーミスを防止するため、コピーする枚数や様式を確認のうえ実行する。	○	
・資料を部内・施設内で共有化し、個人用資料の保有は控える。	○	
・内部の連絡は回覧及び掲示板等を利用し、配布枚数を減少させるとともに、内外機関との連絡は、可能な限り電子メールで行う。	○	
・会議資料等は集約化・簡略化し、当日持参するよう促すことで、枚数の減少に努める。	○	
・作成する印刷物等によりリサイクル適正を表示し、環境負荷の少ない用紙の利用を促す。	○	
② 水道の適正使用		
・トイレや蛇口で水を使用する際は、節水に努める。	○	
・公用車の洗車はバケツを利用し、水を出したままにしない。	○	
・水道の水漏れ点検を定期的実施する。		○

取組項目	職員	組織
・雨水を散水等に利用するよう努める。雨水・排水再利用設備の設置を検討する。		○
・節水に効果のある節水コマや感知式の自動水洗等の設置に努める。		○
・トイレへ流水音発生装置の設置を検討する。		○
③ ごみの減量化、再資源化及び適正処理		
・使い捨て容器を使用した飲食物の購入や、割り箸の使用をできる限り控える。	○	
・ごみの分別を徹底して実施し、リサイクルを推進する。	○	
・プリンタのトナーカートリッジやインクなど、ＯＡ機器に係る消耗品のリサイクルに努める。	○	
・資源ごみ等のリサイクルボックスを適正配置する。		○
・生ごみの堆肥化、廃食油の再資源化等を検討する。		○
・ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）を冷媒として使用している機器を廃棄する際は、適正に処理、処分を行う。		○

(3) 公共建築物の省エネルギー化・再生可能エネルギー活用の推進

取組項目	職員	組織
① 省エネルギー化の推進		
・新築の公共建築物については、ZEB oriented（※）以上を標準とする。		○
・大規模改修時においても、省エネ法に定める省エネ基準に適合するよう、省エネ性能の向上に努める。		○
・施設の省エネルギー改修を積極的に実施するとともに、各種補助金を積極的に活用し、ESCO 事業またはリース等の効率的な手法を検討のうえ実施に努める。		○
・建設副産物の発生抑制、再生利用及び適正処理、省エネルギー設備の導入、屋上、壁面または敷地内の緑化など、建築物の計画、設計、施工、維持管理及び解体の各段階において環境配慮に努める。		○
② 再生可能エネルギー活用の推進		
・新築の公共建築物については、太陽光発電設備を最大限設置するよう努める。		○
・既存の公共建築物については、その構造、用途等により適さない場合を除き、太陽光発電設備の設置の可能性について検討を行い、建築物の今後の使用期間など、経済合理性を考慮した上で、当該設備を最大限導入するよう努める。		○
・排出係数が可能な限り低い再生可能エネルギー電力の調達に努める。		○

※ ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義。また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義。

(4) 庁用自動車の適正使用の推進

取組項目	職員	組織
・エコドライブに関する運転技術を習得し、実践する。	○	
・出張等においては、公共交通機関の利用に努める。	○	
・車両の使用状況及び稼働率を把握し、適正配置及び台数の見直しを行う。		○
・電気自動車やハイブリッド車など、環境負荷の少ない車両の積極的な導入に努める。		○
・会議室などに集まって開催する集合型会議からオンライン会議への移行を推進し、公用車を用いる移動の削減に努める。	○	○

(5) グリーン購入の推進

取組項目	職員	組織
・物品または役務については、１６ページの「君津市グリーン購入基本方針」に基づいて購入する。	○	○

(6) ファシリティマネジメント施策との連携

取組項目	職員	組織
・公共建築物の総量の縮減を図り、温室効果ガス排出量の削減効果に反映する。		○
・省エネルギー設備の導入にあたっては、各施設の質、量及び財政負担の最適化を考慮し、「君津市経営改革実施計画」及び「君津市公共施設等総合管理計画」等との整合を図る。		○

3 君津市グリーン購入基本方針

(1) 趣 旨

グリーン購入を積極的に推進することは、環境物品等の市場の形成や開発の促進に寄与し、また、市民・事業者におけるグリーン購入の必要性を喚起し、環境物品等への需要の転換を促進することになるため、循環型社会の形成において重要である。

平成 13 年 4 月には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）が施行され、地方公共団体は毎年度環境物品等の調達方針を定め、その調達の推進に努めることとされた。

本市では、第 1 次計画の中で本方針を策定し、グリーン購入の実施に努めている。

なお、環境物品等とは、グリーン購入法第 2 条に定める次の各号のいずれかに該当する物品または役務を示す。

- ① 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料又は部品
- ② 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- ③ 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

(2) 対象とする範囲

本方針は、市の全ての事務事業及び市が所有する施設（庁用自動車を含む）における、物品等の購入を対象とする。なお、外部委託の受託者または指定管理者における物品等の購入においても、可能な限り本方針に沿ったグリーン購入の実施を要請する。

(3) 購入における留意事項

物品等の購入において、以下の事項を考慮する。

① 必要性

購入を行う前に、必要性を十分考慮し、数量をできる限り削減する。

② 製品・サービスのライフサイクル

購入の際は、資源採取から製造、流通、使用、リサイクル、廃棄までの製品ライフサイクル全体を視野に入れ、以下の項目を考慮し、可能な限り環境負荷の少ない製品等を購入する。

- 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること
- 資源やエネルギーの消費が少ないこと
- 再生可能な資源を利用していること
- 長期間の使用ができること
- 再使用が可能であること
- リサイクルが可能であること
- 廃棄されるときに適正な処理、処分が容易なこと
- 簡易包装されていること

(4) グリーン購入実施計画の策定

グリーン購入を計画的に推進するため、毎年度、グリーン購入実施計画を策定する。

① グリーン購入実施計画に定める事項

- 特定調達品目（重点的にグリーン購入を推進すべき物品等の種類）
- 購入目標（特定調達品目の年間購入目標）
- 判断基準（特定調達品目に該当する物品等における選択のための基準）
- 配慮事項（判断基準とはしないが配慮することが望ましい事項）
- その他当該年度のグリーン購入の推進に必要な事項

(5) 情報提供

事務局は、グリーン購入を円滑に推進するため、各所属に対してグリーン購入に関する情報提供に努める。

(図 5-1) グリーン購入適合品に添付された環境ラベル及びその記載例



4 君津市公共施設等におけるLED化推進方針

(1) 趣 旨

LED 照明（Light Emitting Diode）は消費電力が少なく、長寿命で器具の更新頻度が低い特性がある。

このため、本計画の重点的な取組である省エネルギー設備の導入において LED 化は重要施策として位置付けられ、君津市経営改革実施計画（第 1 次：平成 27 年度～令和元年度、第 2 次：令和 2 年度～令和 5 年度）の取組項目にも公共施設等の照明の LED 化の推進が掲げられている。

これらの現状を踏まえ、本方針の中で市の公共施設等に対する LED 照明導入の考え方を表 5-1 に示すとともに、積極的に LED 照明の導入を推進する。

(表 5-1) 市の公共施設等に対する LED 照明導入の考え方

対象となる施設	基本方針
本庁舎照明	経営改革実施計画に基づき、順次LED化を図る。
道路照明	
新築・改築時	原則として、すべての照明のLED化を図る。
大規模改修時 (耐震改修を含む)	照明器具の交換を実施する場合は、原則として、すべての照明のLED化を図る。
照明器具更新時	安定器の交換、器具の交換が必要な場合は、LED化を図る。 但し、費用対効果等を検討した結果、止むを得ない場合、Hf型ランプや既存と同等性能の器具への更新とする。
上記以外の施設	通常使用時は、スポット点灯・間引き消灯等を実施し、照明負荷を最大限軽減する。

(2) 留意事項

① 導入に関する事項

- 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、学校環境衛生基準（平成 21 年文部科学省告示第 60 号）等に規定する照度基準等を遵守する。
- LED 化する際の照明の仕様においては、単に器具を更新するのみならず、消費電力及びイニシャルコストを最大限軽減するとともに、照明方式の検討、照明効率のアップ、自動制御装置によるきめ細やかなコントロール等の技術的手法について考慮するよう努める。
- 将来的な用途及び空間のレイアウトの変更を考慮する。
- 施設全体において LED 化が困難と判断される場合は、消費電力量が大きい照明または点灯・消灯頻度が多い照明など費用対効果を勘案し、LED 化の効果が著しい照明に対して優先して導入する。
- その他、各施設の状況を考慮した上で総合的に判断して導入する。

② 予算に関する事項

- 補助金及び交付金等の特定財源の確保を図り、財政負担の軽減に努める。
- イニシャルコストの軽減を最大限検討した上で、予算要求を実施する。
- 当該施設における改修が複数年に及ぶ場合は、予算の平準化に努める。
- リース方式または ESCO 事業など、効率的な導入手法の検討に努める。

(図 5-2) 本庁舎における LED 照明の導入



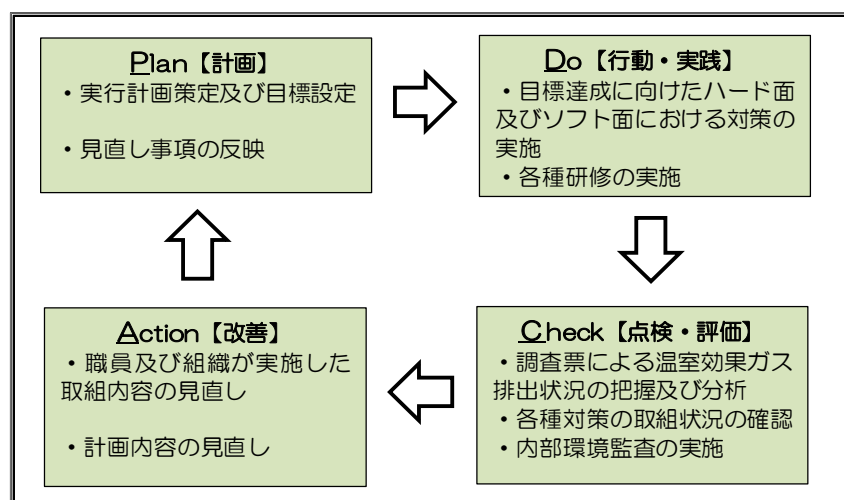
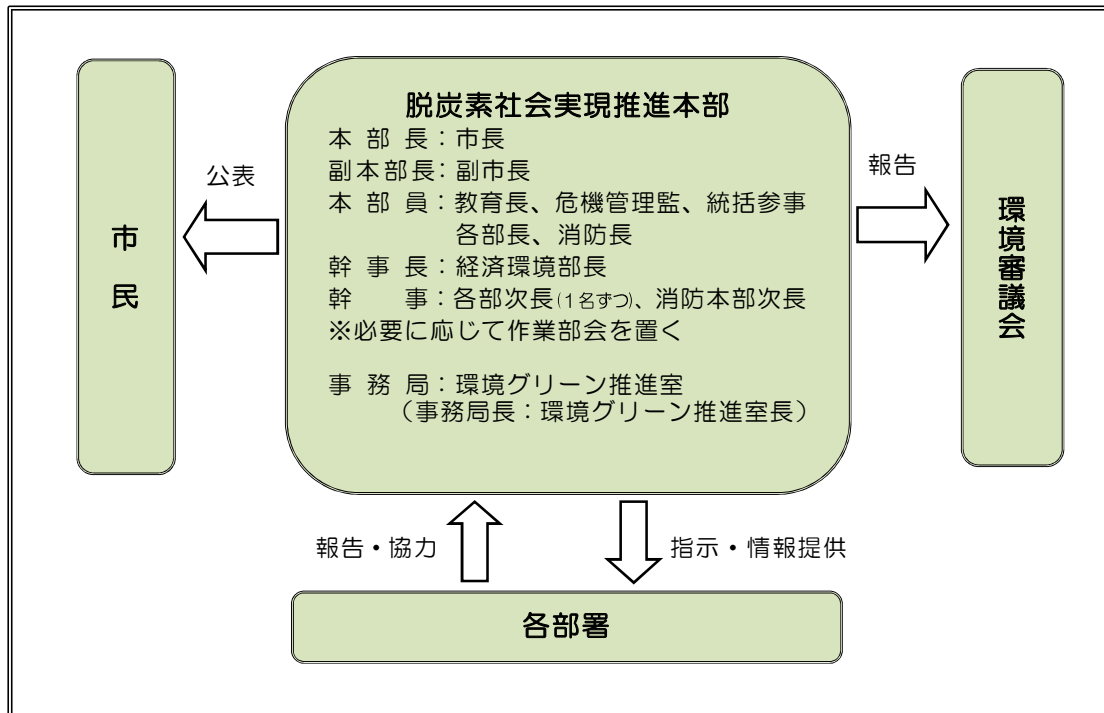
第6章 推進体制及び進行管理

1 推進体制

本計画に基づく実効性のある取組みを進行するために、計画の進捗状況を点検・評価し、今後の取組みに反映させることが必要である。

推進体制及び本計画における PDCA サイクルは下記のとおりである。

(図 6-1) 推進体制及び PDCA サイクル



2 進捗状況の点検及び評価

事務局は、四半期ごとに各部署から施設及び自動車のエネルギー使用量等の実績を取りまとめ、温室効果ガス排出量を算定する。その上で、目標未達成の原因究明及び改善策の検討を行い、脱炭素社会実現推進本部幹事会に報告する。幹事会は、計画の進捗状況を点検及び評価し、必要に応じて見直しを指示する。推進本部は、幹事会からの報告を受け、計画の進捗状況及び見直し案について承認を行う。

推進体制に基づく各組織の役割は下記のとおりである。

(表 6-2) 推進体制に基づく各組織の役割

組織	構成	各組織の役割	本計画の推進に係る具体的な役割
脱炭素社会実現 推進本部	市長(本部長) 副市長(副本部長) 教育長 危機管理監 統括参事 各部長 消防長	- 本市における持続可能な脱炭素社会の実現に係る取組に係る総合的な企画立案・推進を図るための組織として、次の事務を所掌する。 (1) 脱炭素社会の実現に係る取組に関する総合的な施策の企画立案に関すること (2) その他脱炭素社会の実現に係る取組に関する施策の推進に必要な事項に関すること	- 計画の進捗状況及び見直し案について承認を行う。 - 計画の進捗状況、評価及び見直しについて、環境審議会に報告し、市民に公表する。
	幹事会	推進本部の所掌事務について協議、調整を行うとともに推進本部の決定した施策の実施に関し必要な事項を処理する。	- 計画の進捗状況を点検及び評価し、必要に応じて見直しを指示する。 - 計画の見直し案について審議する。 - 審議した結果について、推進本部に報告する。
	作業部会 (必要に応じて設置)	幹事長が指名する者	個別事項について検討を行う。
	事務局	環境グリーン推進室 (事務局長：環境グリーン推進室長)	- 各種調査票を取りまとめ、目標未達成の原因究明及び改善策の検討を行い、幹事会に報告する。 - 各部署に対して、目標達成に向けた指示及び情報提供を行う。 - 計画の見直し案を作成し、幹事会に報告する。 - 各部署に対して、内部環境監査を実施する。 - 新規採用職員を対象とした研修を実施する。 - 各種研修及び内部環境監査の結果について、幹事会に報告する。 - グリーン購入実施計画を作成し、幹事会に報告する。
各部署		- 作業部会が設置された場合、部会長の所属する課においてその庶務を処理する。 - 事務局の(1)の事務の遂行について、事務局長の要請に基づき協力する。	- 目標達成に向けた取組を積極的に実践する。 - 目標未達成の原因究明及び改善策の検討を行う。 - 該当部署は、各四半期に様式1(施設の活動量調査票)、様式2(庁用自動車の活動量調査票)を記入し、事務局に提出する。 - 毎年度第1四半期中に職場研修を実施し、様式3(研修実施記録)を事務局に提出する。

3 進捗状況の公表

温対法第20条の3では、毎年度、計画に基づく取組みの進捗状況を公表することが義務付けられている。このため、計画の進捗状況、評価及び見直しについて、広報きみつ、きみつの環境及び市のホームページ等で公表する。

別表 各種様式

(様式1)

GHGシート(施設用) (令和 年度)
※Green House Gas:温室効果ガス

施設名	
備考	
最終更新日	
連絡先(内線)	

温室効果ガス排出量

項 目				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
前年度実績		担当者		前年度 (kg-CO ₂)	毎 月											
	kgCO2					累 計										
今年度実績		原単位の分母		今年度 (kg-CO ₂)	毎 月											
	kgCO2	種類				累 計										
		単位														
	KL	値														
				結果	○削減 ○増加		○削減 ○増加		○削減 ○増加		○削減 ○増加					

活動量

区分	削減対象	該当判断	単位	表示	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃料の使用	電気 (昼間・全日)	○該当	kWh	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	電気 (夜間)	○該当	kWh	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	ガソリン (自動車以外)	○該当	L	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	灯油	○該当	L	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	軽油 (自動車以外)	○該当	L	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	A重油	○該当	L	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	液化石油ガス (LPガス)	○該当	m ³	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
	都市ガス	○該当	m ³	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
ディーゼル 機関	A重油	○該当	L	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												
ガス・ガソリン 機関	都市ガス	○該当	m ³	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												

温室効果ガスへ換算されない項目

区分	削減対象	該当判断	単位	表示	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
その他項目	水道使用量	○該当	m ³	前年度												
		○非該当		累計												
				今年度												

環境会計基礎データ

区分	備考	単位	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
料金		円	電気													
			ガソリン													
			灯油													
			軽油													
			A重油													
			LPガス													
			都市ガス													
			上水													
			下水													

備考欄(増減の要因等を記載)

	第1期(6月まで)	第2期(9月まで)	第3期(12月まで)	第4期(3月まで)
・前年度と比較した今年度実績の増減理由と今後の対応などを記入してください ・その他、特記事項がある場合は、ここに記入してください				

(様式2)

GHGシート(自動車用)

(令和 年度)

※Green House Gas: 温室効果ガス

課 等	
備 考	
最 終 更 新 日	
連 絡 先 (内 線)	

環境会計基礎データ

区分	備考	項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	前年度	前々年度
自動車		ガソリン													0		
		軽 油													0		
		CNG													0		
		LPG													0		
		電気													0		

自動車関連データ(前年度実績)

燃料使用による排出	燃料種類	単位	表示	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計値
自動車燃料	ガソリン(L)	L	前年度													0
	軽油(L)	L	前年度													0
	CNG(m3)	m3	前年度													0
	LPG(kg)	kg	前年度													0
	電気(kWh)	kWh	前年度													0
走行距離	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車	km	前年度												0
		乗用車(定員11名以上)	km	前年度												0
		軽乗用車	km	前年度												0
		普通貨物車	km	前年度												0
		小型貨物車	km	前年度												0
		軽貨物車	km	前年度												0
		特殊用途車	km	前年度												0
																0
	軽油	普通・小型乗用車	km	前年度												0
		乗用車(定員11名以上)	km	前年度												0
		普通貨物車	km	前年度												0
		小型貨物車	km	前年度												0
		特殊用途車	km	前年度												0
	CNG	小型貨物車	km	前年度												0
		普通貨物車	km	前年度												0
		特種用途	km	前年度												0
		バス	km	前年度												0

自動車関連データ(今年度)

日勤半日勤		7月分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
-------	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考欄(増減の要因等を記載)

<備考> ・前年度と比較した今年度実績の増減理由と今後の対応などを記入してください ・その他、特記事項がある場合は、ここに記入してください	
第1期(6月まで)	第3期(12月まで)
第2期(9月まで)	第4期(3月まで)

フロン(カーエアコンの台数)	0 台
----------------	-----

(様式3)

研修実施記録

研修名	職場研修		
所属名	部 課		
実施年月日		作成者名（内線）	
実施場所		講師名	
受講者名			
欠席者名			
欠席者への対応			
研修資料			
研修内容 (研修の方法、 要旨、質疑等)			
備考 (感想等)			

※高さは適宜調整してください。